

津山税務署からのお知らせ

★平成25年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、

所得税及び 復興特別所得税	平成26年2月17日(月)から平成26年3月17日(月)まで ※還付申告については、平成26年1月6日(月)以降、相談及び申告書の受付ができます。
消費税 及び 地方消費税	平成26年3月31日(月)まで

※平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(日)から3月17日(月)ですが、**土・日曜日は税務署の閉庁日**であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

なお、申告書は郵送等又は税務署の時間外文書収受口への投函により提出することができます。

★申告会場の開設日程について

設置期間：平成26年2月17日(月)から平成26年3月17日(月)まで

場 所：津 山 税 務 署

相談時間：9：00～17：00(受付は9：00～16：00)

★復興特別所得税が創設されました。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

イータックス

★申告書の作成・提出はe-Tax又は郵送等で！

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、「**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**」又は**郵送等**により提出されることをお勧めします。

○国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

○e-Taxを利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。なお、1月14日から3月17日は24時間ご利用いただけます。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

※ご利用に当たっては、事前に手続・準備が必要です。

★申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税は、便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

ご利用に当たっては、「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」を作成し、納期限までに税務署又は金融機関に提出していただく必要があります。

※ 既に口座振替をご利用の場合は、新たに提出していただく必要はありません。

確定申告に関するお問い合わせ先

津山税務署(〒708-8657 津山市田町67番地) ☎0868-22-3147(代表番号)

下記のホームページでも、税金に関する情報を提供しています。ぜひご覧ください。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」 www.nta.go.jp/taxanswer